

東京大学先端科学技術研究センター 附属エネルギー国際安全保障機構
学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）募集要項

職名及び人数	学術専門職員 若干名
契約期間	2026 年 7 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日
更新の有無	更新無し
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	東京大学駒場リサーチキャンパス内先端科学技術研究センター飯田研究室 （東京都目黒区駒場 4 - 6 - 1） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	再生可能エネルギー分野（特に風力発電）および気象情報の利活用に関する研究プロジェクトを対象とした研究推進および運営を支える学術支援業務 具体的な業務は主に以下の通り。 （1）研究支援業務 ・ 再生可能エネルギー（特に風力発電）および気象データに関する情報収集 ・ 各種データの整理・加工・管理（Excel 等を用いたデータ整理含む） ・ 研究資料・報告書作成の補助 ・ 文献調査および関連情報の取りまとめ （2）研究プロジェクトの事務運営業務 ・ 公的研究費および企業との共同研究に係る契約・手続きの補助 ・ 研究費の管理補助（予算執行状況の整理等） ・ 各種報告書・申請書類の作成補助 ・ 学内手続き（必要書類作成、経費処理等）の支援 （3）洋上風力開発推進施設の運営・連絡調整業務 ・ 各種事務局業務 ・ 学内外の関係機関・研究者・企業との連絡調整 ・ 会議・ワークショップ等の企画・運営補助 ・ 議事録作成、資料準備 （4）広報・情報発信業務 ・ Web サイト（HP）の更新・管理 ・ 研究活動に関する広報資料の作成（PowerPoint 等） ・ イベント・シンポジウム等の広報支援 ・ 成果発信に関する各種サポート

	(5) その他関連業務 ・ 上記に付随する業務全般 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
就業日・就業時間	週 4 または 5 日（月、火、水、木、金曜日） 1 日 7 時間（9：00～17：00 ※12:00～13:00 休憩） 時間外労働を命じることがある。
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	時給 1,230 円～3,000 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手当
加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	必須資格： 1）東京大学の公共性を自覚し、使命感を持って働ける方 2）大学卒業以上の学歴を有すること 3）Microsoft Office（Excel、Word、PowerPoint）を用いた業務遂行能力を有すること 4）自律的に業務を整理・遂行できる方 5）多様な関係者と円滑なコミュニケーションが図れる方 6）再生可能エネルギーや気象分野をはじめとする研究活動に関心を有する方 その他要件：（必須ではない） ・ 企業、大学、研究機関等における研究支援業務または産学連携業務の経験 ・ 公的研究費や共同研究に係る事務手続き・契約業務の経験 ・ Excel を用いたデータ処理・分析の基礎的能力（関数を用いた集計・整理、簡易な統計処理等） ・ 英語による基本的な業務連絡が可能な方 ・
提出書類	1）東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2）その他これまでの経歴や活動状況、研究実績等が分かる資料（任意）
提出方法	上記書類の電子ファイルを以下 URL にアップロードして下さい。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/4899849952_utac_u-tokyo_ac_jp/lgAqYlaMwJvyRbtbBI6rAlFwAQ-ipl4xwozK4Xh1OACwX9s ※ 2 ～ 3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	令和 8 年 5 月 22 日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。 対象者が見つかり次第に、締め切る可能性あり。

問い合わせ先	〒153-8904 東京都目黒区駒場4丁目6-1 先端科学技術研究センター飯田研究室 担当：飯田・坂東 TEL: 03-5452-5099 e-mail:Office_adm@ilab.eco.rcast.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。